

令和 8 年 2 月 10 日
全国農業共済組合連合会

令和 8 年 1 月 21 日からの大雪に係る農業経営収入保険の対応について（続報）

全国農業共済組合連合会（NOSAI 全国連）では、令和 8 年 1 月 21 日からの大雪に係る災害救助法の適用についてが適用された市町村に住所を有する収入保険の加入者及び加入予定の方で、保険料、積立金、付加保険料（事務費）の支払が困難であることの申出があった方を対象に、一括払いの支払期限、分割払いの支払期限を、保険期間を開始する日から起算し、11 か月を経過する日を限度に延長いたします。

また、対面での加入手続きが困難な方につきましては、電話等での加入申込みを承ります（申請書類は後日提出いただきます）。

具体的な支払期限の延長の手続、加入申込については、お近くの農業共済組合にご相談ください。

＜別紙＞

- ・災害救助法適用市町村及び対象地域の農業共済組合

本件に関するお問い合わせ先

全国農業共済組合連合会（業務部業務第 1 課）

TEL 03 (6265) 4803

FAX 03 (6265) 4807

ホームページ <http://www.nosai-zenkokuren.or.jp/>

災害救助法適用市町村及び対象地域の農業共済組合

令和8年2月5日現在

・ 災害救助法適用市町村

43 市町村

【青森県】

青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、むつ市、つがる市、平川市、
東津軽郡今別町、東津軽郡蓬田村、東津軽郡外ヶ浜町、
西津軽郡鰺ヶ沢町、西津軽郡深浦町、北津軽郡板柳町、北津軽郡鶴田町、
北津軽郡中泊町、上北郡野辺地町、上北郡六ヶ所村、中津軽郡西目屋村、
南津軽郡藤崎町、南津軽郡大鰐町、南津軽郡田舎館村

【新潟県】

小千谷市、魚沼市、長岡市、上越市

【秋田県】

能代市、大館市、鹿角市、北秋田市、鹿角郡小坂町、北秋田郡上小阿仁村、
山本郡藤里町

【山形県】

新庄市、最上郡舟形町、最上郡鮭川村
(以下、追加地域 1 市 5 町 2 村)
尾花沢市、北村山郡大石田町、最上郡金山町、最上郡最上町、最上郡真室川町、
最上郡大蔵村、最上郡戸沢村、西置賜郡小国町

・ 対象地域の農業共済組合

青森県農業共済組合

〒030-0802

青森市本町 5-5-21

電話番号：017-775-1161

新潟県農業共済組合

〒950-0327

新潟市江南区和田字下通 635 番地 1

電話番号：025-288-6888

秋田県農業共済組合

〒010-0001

秋田市中通 3 丁目 4-50

電話番号：018-884-5222

山形県農業共済組合

〒994-8511

天童市小関 1333 番地

電話番号：023-656-8988